県　南

県営住宅
定期募集のご案内

令和8年度　第4回

●受付期間　　令和8年11月9日（月）～11月16日（月）期間内必着

◆申込資格　次の1から4の全ての要件を満たしていることが必要となります。

1. 同居親族がいること。

※単身の方は単身入居可能アパートへのみお申し込みできます。

2. 県営住宅条例で定める収入基準に適合していること。

3. 現に住宅に困窮していること。

※持ち家のある方、公営住宅にお住まいの方はお申し込みできません。

特別な事情がある方は、ご相談ください。

4. 申込世帯に暴力団員がいないこと。

◆申込方法　郵送にてお申込みください。

別紙県営住宅入居申込案内書3･4ページに記載されている必要書類を揃えて、

上記受付期間内に下記（一財）岩手県建築住宅センターまでご郵送ください。

※期間外の消印のものは受付できません。
※募集部屋の階数をよくご確認ください。
※号棟・部屋番号の指定はできません。
※申込アパートは、当案内書10ページの一覧から一つだけお選びください。
※書類提出後の申込アパートの変更はできません。

◆その他の注意

・駐車場は1区画のみのご利用となります。
・ペット飼育は厳禁です。
・新築ではありません。予めご理解ください。
・入居するときは、敷金（家賃3か月分）が必要です。
・連帯保証人が必要です。（機関保証制度あり）保証委託契約締結が必要となります。
・入居後、他の部屋に移ることはできません。

（一財）岩手県建築住宅センター

〒020-0045　盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号　いわて県民情報交流センター 2階

TEL：019-623-4414

県営住宅とは



県営住宅とは、所得が少なく住宅に困っている方に安い家賃で住んでいただくためのものです。そのため、収入基準など様々な規定が設けられており、申込時や入居してからも、一般の民間賃貸住宅にはない手続きが必要です。

募集案内書をよく読み、その点をよくご理解のうえ、お申込ください。

家賃は入居者の方の所得等に応じて決まります

入居者の方の所得や人数等を毎年度申告する必要があります。
また、入居者の状況変化に応じて、各種届出が必要です。

ペットは飼育できません（一部除く）

犬、猫、鳥などのペットを飼うことはできません。（一時的に預かることも禁止です） ただし、身体障がい者が盲導犬、介助犬の利用を希望するときは、申し出てください。

各団地のルールを守り、協力して生活しましょう

県営住宅の共用部分の管理の為に、家賃の他に別途共益費が必要です。
ほか、団地内草刈りや清掃活動、雪かき等は入居者のみなさんで行っていただきます。

【初期費用】

◆敷金として家賃3か月分の支払いが必要です。
◆浴槽・風呂釜がない住戸は、住居者の費用負担で設置していただきます。
（※退去時の撤去費用は入居者負担）

【注意事項】

◆住戸の状態は、必要修繕のみを実施した状態ですのでご了承ください。※新築ではない
◆連帯保証人が必要です。（機関保証制度有り）
◆退去時には、退去修繕費の支払いが必要です。入居時に入居者で取付けしたものは全て撤去していただきます。（エアコン・網戸等）アパートへ置いていくことはできません。
◆消防設備点検や漏水調査・修繕の際には、事前にお知らせして入居者立会の元でお部屋やベランダに入らせていただく場合があります。
◆**駐車場は一世帯一区画のみです。**（※一部2台目区画利用可）
◆**入居後、他の部屋に移ることはできません。**

申込から入居までの流れ

1. 申込　令和8年11月9日（月）～11月16日（月） 期間内必着

・期間を守ってお申し込みください。期間外のものは受け付けることができませんのでご注意ください。
・別紙県営住宅入居申込案内書3・4ページに記載されている申込必要書類を揃えて（一財）岩手県建築住宅センターまでご郵送ください。
・確認事項や書類に不足があった場合、建築住宅センター（019-623-4414・4415）から連絡が入りますので、日中に連絡が可能な電話番号を必ずご記入ください。

2. 申込資格等の審査

・申込書類に不備がある場合は受け付けることができませんのでご注意ください。

3. 抽選番号の通知　令和8年11月20日（金）発送予定

抽選会前日までに抽選券が届かないときは、
（一財）岩手県建築住宅センターへお問い合わせください。

※事情により申込住所以外への送付をご希望される方は、事前にご連絡ください。

4. 抽選会　令和8年11月26日（木） 午前9時30分～
いわて県民情報交流センター 8階　810会議室

・抽選会は上記日時・場所にて公開抽選で行います。詳しくは当案内書3～5ページをご覧ください。
・抽選会の参加・不参加による抽選結果への影響は一切ございません。
・抽選結果については抽選会当日午後1時30分より1週間、（一財）岩手県建築住宅センター窓口およびホームページに掲示、掲載いたします。

5. 抽選結果の通知　令和8年12月4日（金）発送予定

・お申し込みいただいた方全員に通知いたします。

6. 入居の許可・説明会　令和8年12月8日（火）～12月11日（金）予定

・当選された方へ抽選結果の通知と一緒にご案内いたします。
・上記の期間から地区ごとに日時、場所を指定いたします。

7. 鍵の交付・入居　令和8年12月中旬の入居手続き終了後

・日時、場所については説明会時にご案内いたします。

県営住宅定期募集にお申し込みされる皆様へ

1. 申込方法

・郵送でお申し込みください。
・当案内書及び県営住宅入居申込案内書をご覧いただき、申込資格・条件などをよくご確認のうえお申し込みください。
・県営住宅入居申込案内書3・4ページに記載されている必要書類を揃えてお申し込みください。
・申込書類に不備がある場合は受け付けることができませんので、ご不明な点は必ず（一財）岩手県建築住宅センターまでお問い合わせください。
・受付期間内の消印のあるものが有効となります。期間外のものは受け付けることができません。

2. 申込にあたっての注意事項

・申込後に申込アパートを変更することはできません。
・申込は1世帯1戸に限ります。同一人や同一世帯での複数申込は全ての申込が無効となります。
・世帯を不自然に分離、または合併されての申込は無効となります。
・複数戸募集している区分については部屋の指定はできません。
・単身の方は単身入居可能アパートへのみお申し込いただけます。それ以外のアパートへの申込は無効となります。
・申込書類の内容により申込資格要件に該当しないことが明らかな場合、及び申込書類に不備がある場合は抽選券を発行せずに申込書類をご返送いたします。
・県営住宅へ入居された場合は他の公営住宅への転居はできません。被災された方は災害公営住宅への入居もできなくなります。

3. 抽選会について

・抽選は公開抽選で抽選機により行います。
・申込者（審査合格者）が募集戸数を上回った募集区分（アパート、間取り、階数）について、その区分ごとに当選者（入居予定者）、及び補欠当選者を決定いたします。

※抽選会の参加・不参加による抽選結果への影響は一切ございません。

(1)抽選方法

募集区分ごとに抽選券の抽選番号と同じ番号が書かれた抽選玉を抽選機に入れ、代表者の方に抽選機を回していただきます。（代表者については参加していただいた方の中から当日選ばせていただきます。）
出た抽選玉の番号と同じ抽選番号の方が当選者となり、当選者決定後もう一度抽選機を回していただき、補欠当選者を決定いたします。

(2)抽選結果

抽選結果については抽選会当日午後1時30分より1週間（一財）岩手県建築住宅センター窓口およびホームページに掲示、掲載いたします。
後日、当選者へは当選通知を、補欠当選者へは補欠当選通知をご郵送いたします。落選者へは落選通知とあわせて申込書類をご返却いたします。

(3)補欠当選者について

当選者に入居辞退などがあった場合は繰り上げ当選となります。
補欠当選の権利はその募集回に限り有効で、かつ当選者が入居した時点で無効となります。

4. 優先入居枠について

・定期募集アパート一覧の募集戸数(　)内に記載されている戸数を、下記①～⑨に該当する世帯に優先的に割り当てる「優先枠」に設定いたします。

・さらに(○)内に記載されている戸数については、下記②及び③に該当する世帯を特に優先し、対象の方には抽選玉を2個付与して抽選を行います。

・優先枠該当申込者が優先枠対象募集戸数を上回った場合は、まず優先枠該当申込者のみで優先枠対象住戸の当選者を決定し、その落選者は残った同一募集区分の住戸について再度抽選に参加する権利が与えられます。

※募集戸数によって優先入居枠設定のない募集回もあります。

①母子・父子世帯
- 20歳未満の子を扶養している配偶者のいない者

②障がい者世帯
- 身体障害者手帳の交付を受け、4級以上の障害のある方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け2級以上の障害のある方
- 障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方

③高齢者世帯
- 60歳以上の方のみで構成される世帯(ただし、60歳未満の配偶者又は18歳未満の方を含んでもよい)

④引揚者

⑤北朝鮮拉致被害者等

⑥DV被害者
- 配偶者からの暴力を理由として婦人相談所に一時保護された又はされている被害者及び母子生活支援施設の入所・退所者並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者から暴力を受けた被害者
- 婦人相談所等の配偶者暴力対応機関において、国土交通省が指定する様式により、配偶者暴力被害に係る証明、確認がされている方。

⑦犯罪被害者等
- 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により収入が減少した被害者等又は現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより現在の住宅に居住し続けることが困難となったことが客観的に証明される者

⑧ストーカー行為被害者
- ストーカー規制法第2条第3項に定めるストーカー行為の被害等により現在居住している住宅に居住し続けることが困難となった者

⑨東京電力原子力事故により被災した者
- 平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者

＜抽選の例＞

・「○○アパート　間取り3DK　2階以上　2戸」の募集に、申込者が5名(抽選番号1～5番)

・2戸のうち1戸を優先枠として設定(ここでは1-201号室とします)

(1)1～5番全員が優先枠に該当しない場合

1～5の玉を入れ3回抽選機を回します。最初に出た番号の方が1-201号室当選、次に出た番号の方が2-302号室当選、最後に出た番号の方が補欠当選となります。

(2)抽選番号2、4番の2名が優先枠に該当する場合

先に優先枠設定住戸の1-201号室の抽選をします。2、4の玉を入れ1回抽選機を回し、出た番号の方が1-201号室当選。その後落選した1名と優先枠に該当しない1、3、5の玉を入れ2回抽選機を回します。最初に出た番号の方が2-302号室当選、次に出た番号の方が補欠当選となります。

例)抽選結果

○○アパート　3DK	
部屋番号	当選番号
1-201	
2-302	
補　欠	

5. 入居手続きについて

・抽選会において当選となり入居の許可を受けた方は、鍵を受け取るために下記のお手続きが必要となります。

(1) 敷金を納入していただきます。

敷金は入居許可時に決定した家賃の3か月分の金額となります。

(2) 連帯保証人を1名立てていただきます。

連帯保証人は原則として岩手県内に居住し、独立の生計を営み、かつ入居の許可を受けた世帯と同程度以上の収入のある方でなければなりません。

連帯保証人となる方の所得証明書、印鑑証明書、また入居名義人と連帯保証人になる方との連名による入居請書のご提出が必要となります。

※ 他の都道府県から転入される方や被災等の特別な事情があると認められる方については、県外の方であっても連帯保証人を認める場合がございますので、ご相談ください。

6. 入居後の注意事項

・県営住宅ではペットの飼育はできません。

盲導犬、聴導犬、及び介助犬などを除きます。

鳴き声、においの発生、アレルギーの発症など他の入居者への迷惑となります。

・許可された区画以外や敷地内通路への迷惑駐車は絶対にしないでください。

緊急車両の妨げや他の入居者への迷惑となります。

※ 一部アパートを除き、申請により1戸につき1区画（1台）のみ許可されます。2台以上お持ちの方は民間駐車場を借りてください。

※ 一部アパートについては、申請により2台目の駐車場利用が可能な場合があります。

・無神経に騒音を発生させること、また生活音に過剰に反応することのないようにしてください。

県営住宅は住戸が隣接する共同住宅であり、生活音を完全に防ぐ構造にはなっておりません。あらかじめご理解をお願いいたします。

・県営住宅内での営業活動はできません。

障がい者の方で県の許可を得ている場合を除きます。

入居者の皆様のより良い共同生活のために上記ルールやマナーを守り、モラルを持って生活していただくようお願いいたします。

お守りいただけない場合は住宅を明け渡していただくこともございますので、ご了承いただいたうえでお申し込みください。

県営住宅入居申込書　記入例

広城振興局長　様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

この欄については、記入漏れがあると受付が出来ませんので、「定期募集アパート一覧」の中から希望するアパートを1箇所だけ選んで記入してください。

申込者　郵便番号　０２０－００４５
住　　所　盛岡市盛岡駅西通１丁目７番１号
氏　　名　岩手　太郎
電話番号(携帯可)　０９０－１２３４－５６７８
勤務先電話番号　０１９－６２３－４４１４

日中連絡がとれる番号を記入願います

県営住宅入居申込書

次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。

また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事に同意します。

なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。

入居希望アパートの名称 間取り及び階数(抽選区分)	アパート名	間取り	階数（抽選区分）
	県営 〇〇 アパート	3DK	1階・2階以上

	氏名（ふりがな）	続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先又は学校名	前年の収入	別居同居の別	障害の有無及び程度	妊娠の有無
申込者及び同居しようとする親族	いわて　たろう 岩手　太郎	本人	S**.1.1	41	男	㈱〇△商事	1,230,000	―	無	
	いわて　あきこ 岩手　秋子	妻	S**.1.2	41	女	なし	0	同居	身体3級	
	いわて　はるお 岩手　春男	子	H**.1.3	10	男	〇□小学校	0	〃	無	
扶養親族であって同居しない者										／
										／
										／

該当する番号を1つだけ〇で囲んでください。

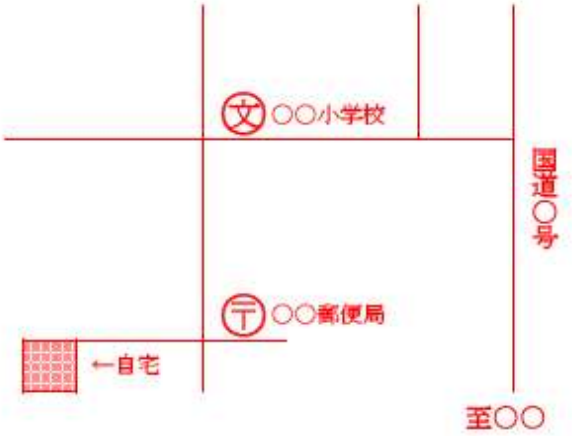
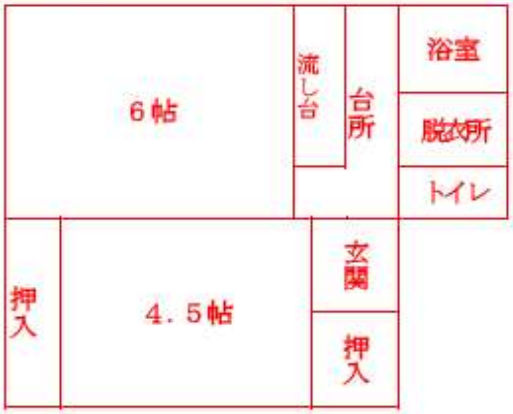
住宅困窮事情（該当数字を〇で囲み、所要事項を記載すること。）		
	1	住宅以外の建物等又は保安上危険若しくは衛生上有害な住宅に居住している。
	2	他の世帯と同居して著しく不便を受け、又は住宅がないため親族と同居できない。
	3	住宅の規模、間取り又は世帯構成との関係から同居生活に不適当である。
	4	正当な事由による立ち退きの要求を受けている。
	5	遠距離の通勤をしている。（片道所要時間　　時間　　分）
	⑥	収入に比して家賃が過大である。（現在の家賃　月額　60,000　円）
	7	婚約中であるが結婚後の住宅がない。
	8	その他〔理由：　　〕

駐車場・共益費等含まない家賃のみの金額

その他入居申込者の特殊事情等を記載してください。

備考１　※欄は、記載しないこと。
２　「妊娠の有無」の欄については、県営住宅等条例第５条第２号ア（カ）の規定の適用を希望しない方及び男性は、記載を要しません。

様式第１号(第２条関係)

現在居住している住宅の位置図 ※住宅困窮事情１に該当する場合に記入して下さい。	現在居住している住宅の間取り図 ※住宅困窮事情３に該当する場合に記入して下さい。
	（居室、台所、便所、浴室、廊下、玄関等の略図を記載してください。） 

申込みに当たっての注意事項

１　申込みは、１回の公募につき、１世帯１戸限りです。

　入居できないときは、添付書類を返却します。

２　次の書類を添付してください。

（１）　住民票

（２）　同居しようとする親族と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあっては住民票の写し、婚約中の方にあっては住民票の写し及び誓約書）

（３）　別紙所得証明書（世帯全員分）

（４）　住宅困窮事情が立ち退きの要求のみの理由による方にあっては、家主の立退証明書

（５）　障害がある方等にあっては、その事実を証明するもの（身体障害者手帳の写し等）

（６）　障害のある方が、単身で入居しようとする場合は、単身入居の入居者資格認定のための申立書

令和8年度第4回定期募集アパート

県南地区（花巻・北上・奥州・一関）

アパート名	所在地	募集区分		単身入居	募集戸数	家賃	募集する部屋の階数	構造	浴槽	BSアンテナ	駐車場
		間取り	階数								
花巻地区											
花巻地区は常時募集のみです。常時募集をご確認ください。											
北上地区											
藤沢	北上市 常盤台4丁目	3LDK	―	×	2(1)	23,900～38,600～50,900	3階−2戸	3階建 ｴﾚﾍﾞｰﾀ付	○	○	1,400円
奥州地区											
奥州地区は常時募集のみです。常時募集をご確認ください。											
一関地区											
駒下	一関市萩荘	2DK−A	1階	×	2(①)	20,900～31,200～41,100	1階−2戸	2階建	○	○	1,400円
		2DK−B	1・2階	×	2(1)	20,600～30,700～40,500	1・2階−2戸	2階建で1−2階を使用します	○	○	
		3DK	1・2階	×	2(1)	24,000～35,700～47,100	1・2階−2戸	2階建で1−2階を使用します	○	○	

※募集戸数の（ ）内戸数を「優先枠」に設定します。詳しくは当案内書5ページをご覧ください。

※優先枠内〇表示の戸数は1階住戸であるため、高齢者世帯・障がい者世帯を特に優先します。

※単身の方は「単身入居」欄が「○」の区分にのみ申込みできます。

※募集戸数が複数ある区分については、部屋の大きさ・家賃等が若干違う場合がありますが、同一のものとして募集します。部屋を指定しての申込はできませんので、あらかじめご了承ください。

※新築住宅のような状態ではありません。

- 「浴槽」欄の「○」は浴槽がある住宅です。「×」の住宅は自己負担で浴槽・風呂釜・シャワーを設置することとなります。
- **駐車場は原則1世帯につき1区画だけの利用となります。** 駐車場利用料は家賃に含まれておりません。
- 駐車場の利用区画は、各団地の空き駐車場状況によって、入居する部屋から離れる場合もございます。
- 家賃以外に共益費（共同施設の電気料・水道料・その他に関する費用）が必要となります。
- 「BS共同アンテナ」欄が「有」の場合、NHKの視聴契約は衛星契約になります。

■家賃額について

○ 家賃は、収入に応じて決定されますが、同団地の同タイプでも築年数などにより異なりますので目安としてお考えください。

○ 左側の金額は、収入（月額）が10万4千円以下の場合の家賃です。（最低の家賃額です。）

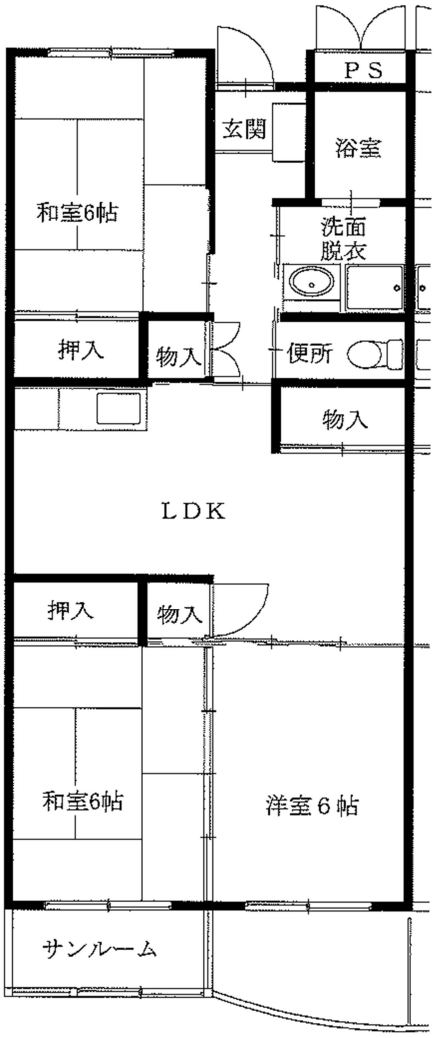
○ 中央の金額は、収入（月額）が13万9千円を超え15万8千円以下（※1）の場合の家賃です。

○ 右側の金額は、収入（月額）が18万6千円を超え21万4千円以下（※2）の場合の家賃です。

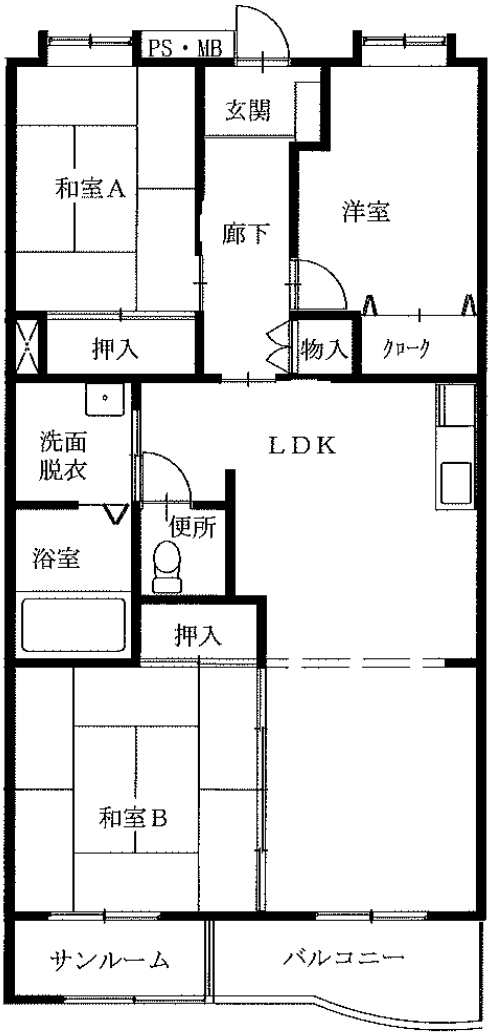
（※1心身障害者や高齢者世帯以外　※2心身障害者や高齢者世帯における収入基準額の上限額です。）

間取図面　　北上地区

◆藤沢アパート
3LDK（1-306）



◆藤沢アパート
3LDK（3-310）

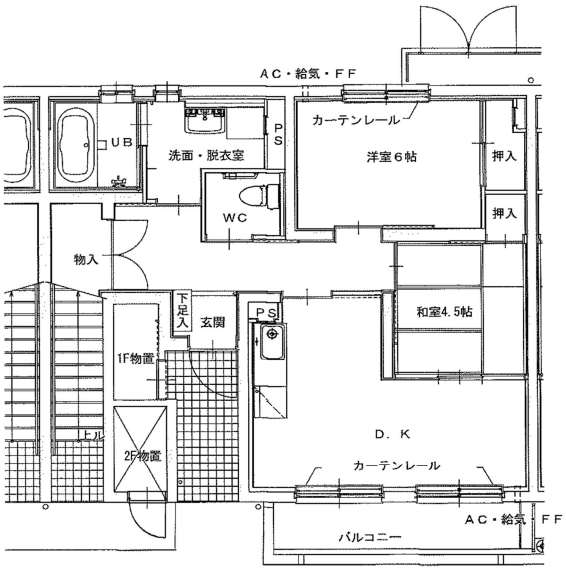


※図面はあくまでイメージです。実際のお部屋とは、広さや形など細部が異なる場合がありますのでご了承ください。

間取図面　　一関地区

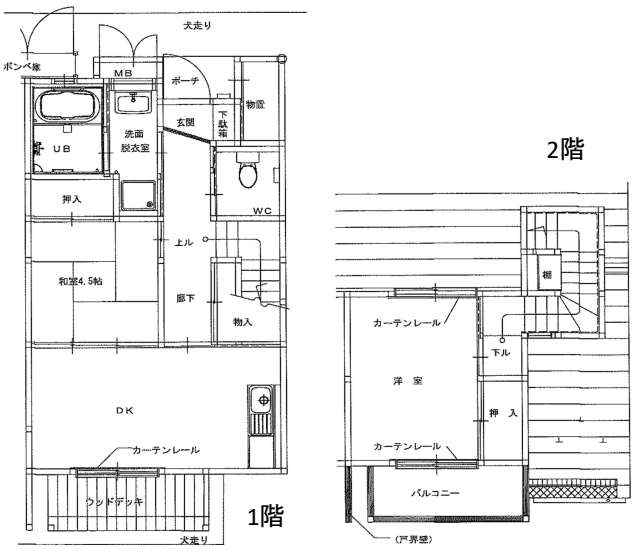
◆駒下アパート

2DK-A（10-103、【反転】10-104）



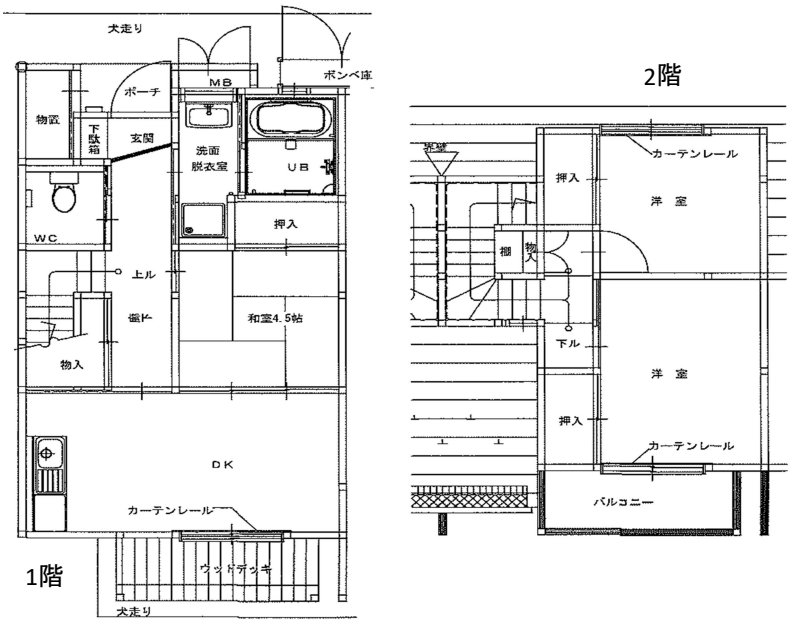
◆駒下アパート

2DK-B（11-105・107）



◆駒下アパート

3DK（12-102・104）



※図面はあくまでイメージです。実際のお部屋とは、広さや形など細部が異なる場合がありますのでご了承ください。